

障がい者虐待防止マニュアル

ぽこあぽこの利用者児が、毎日、尊厳と主体性を尊重されて生き生きとした活動ができるように、ぽこあぽこの従業員が決して行ってはならない虐待行為について整理し、法人としての虐待予防に向けた体制・取り組みを定めます。

虐待防止に向けた取り組みを、提供する放課後等デイサービス・日中一時支援サービスの質を高めるものであると位置づけ、すべての従業員が前向きに取り組むための指針の1つとして考えます。

合同会社どりい夢 ぽこあぽこ

放課後等デイサービス事業所 ぽこあぽこ

日中一時支援サービス事業所 ぽこあぽこ

1 障がい者虐待の定義

障がい者虐待防止法では、「養護者」、「使用者」、「障がい者福祉施設従事者等」による虐待を「障がい者虐待」と定義しています。本マニュアルでは主に「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待」について説明します。

放課後等デイサービス事業所ぽこあぽこは、障がい者福祉施設の中でも児童福祉法が規定する「障害児通所支援事業所」、また、日中一時支援サービス事業所ぽこあぽこは、障害者総合支援法が規定する「障害福祉サービス事業所」となり、障害者虐待防止法（省令）の対象範囲となります。

2 障がい者虐待の種類と刑罰の対象例

区分	概要	具体例	対象従業者への刑罰対象例
①身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。	◆平手打ちにする ◆つねる ◆殴る ◆蹴る ◆壁にたたきつける ◆正当な理由なき車いす等への固定 ◆部屋へ閉じ込め・戸外へ締め出し など	・ 傷害罪 ・ 暴行罪 ・ 逮捕監禁罪
②性的虐待	児童にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること	◆合理的理由なき性器への接触 ◆本人の前でわいせつな言葉を発する ◆更衣やトイレの場면을覗いたり映像・画像を撮影したりする など	・ 強制わいせつ罪 ・ 強姦罪
③心理的虐待	児童に対する著しい暴言、もしくは拒絶的な対応、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	◆「バカ」「アホ」等の侮辱する言葉を浴びせる ◆大声で叱責する ◆仲間に入れない ◆話しかけを無視する ◆人格をおとしめるような対応 など	・ 脅迫罪 ・ 強要罪 ・ 名誉棄損罪 ・ 侮辱罪
④放棄・放任（ネグレクト）	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、粗悪な環境の放置、その他上記①～③の行為の放置	◆失禁等をしてしても下着や衣服交換等の介助を長時間しない ◆汚れた服を長時間着せたままにする ◆汚れた居室等を長時間掃除しない など	・ 保護責任者遺棄罪
⑤経済的虐待	児童の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること	◆所持金を預かって返さない など	・ 窃盗罪 ・ 詐欺罪 ・ 横領罪

3 不適切な行為

ここで扱う「不適切行為」は、「虐待行為」に比べて『軽度である』という位置づけをすることが意図ではなく、提供する放課後等デイサービスおよび日中一時支援サービスの質を向上させるための療育場面の具体的なポイントとして提示しました。従業者各々で日常の療育・関わりの振り返りを継続的に行う際の留意事項となります。

区分	内容	理由
⑥不適切行為	利用者児を呼び捨てで呼ぶ	人格を軽視している状況であり、心理的虐待につながりやすい
	利用者児の近くでの申し送りや従業者同士の会話	生理や排便のことなどの他に聞こえてほしくないことや「問題行動」等を話すことで、他に偏ったイメージを持たせてしまう可能性があるため、細心の注意や配慮が必要
	その他、虐待行為区分①～④の行為とは言えないまでも、適切さに欠けると思われる行為	虐待とまでは言えないが、サービスの質の維持・向上の視点から適切さを欠いているため

4 障がい者虐待の判断にあたって

虐待であるかどうかの判断にあたっては、以下のようなポイントに留意します。このとき虐待であるかどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことを確認できるまでは、虐待事案として対応することが必要です。

- (1) 虐待をしているという自覚は問わない
- (2) 利用者児本人の自覚は問わない
- (3) 親や家族の意向が利用者児本人のニーズと異なる場合がある

5 障がい者虐待を防止するための日常的な取り組み

セルフチェックの実施

施設利用者児を療育および支援する際に、いつの間にか人権を侵害していることがないか、冷静に振り返ってることが重要です。人権を擁護できているかを客観的に自己評価するために、施設従業者が自らの行動を

定期的に自己点検する「虐待防止チェックリスト」を活用します。チェックリストは組織としての課題を確認するものであり、特定の個人を追及したり批判したりするものではなく、従業者間で共有し改善策を検討するためのものと位置づけます。

虐待防止責任者等の設置

施設の管理者を虐待防止責任者として選任します。虐待防止責任者は、下記虐待防止委員会の委員長を兼任し、定期的もしくは必要時にその都度の虐待防止委員会の開催と従業者に対する研修を実施します。さらに、児童発達支援管理責任者を虐待防止対応担当者として選任します。

虐待防止委員会の設置

虐待の発生防止と早期発見、または虐待が発生した場合にはその再発防止のための対策の検討をするために、法人内の各事業所に虐待防止委員会を設置します。虐待防止委員会は定期的もしくは必要時にその都度、法人内のすべての虐待防止委員会が合同で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

虐待防止のための研修

ほこあぼこの従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的の実施します。研修を通して従業者の知識や技術、特に行動障害などの特別な支援を必要とする障がい者児の支援に関する知識や技術の向上を図ります。

上記法人内の研修会のほか、岐阜県社会福祉協議会などにより提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参画し、利用者児の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

6 虐待が疑われる事案があった場合の対応

通報の義務

障がい福祉施設従事者等は、自身が勤務する障がい者福祉施設等であっても管理者に報告することや虐待を受けたと思われる障がい者に事実確認をする必要はなく、速やかに市町村へ通報する義務があります。そして、明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけではなく、疑いを持った場合や事実が確認できていない場合でも通報する義務があります。

こうした規定は、障がい者虐待を施設の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障がい者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられています。

通報する場合のポイント

- ◆虐待の事実を正確に伝えること。
- ◆虐待の日時・場所・内容・証拠品など、できるだけ詳しく。



市町や県による事実確認が円滑に実施される

通報者の保護

通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に解雇その他の不利益な取扱いを受けないこととされています。ただし、虚偽の通報の場合は例外とします。

虐待が発生した場合の法人内における対応

- ①従業員等が他の従業員等による利用者児への虐待を発見した場合、虐待防止対応担当者に報告します。
虐待者が虐待防止対応担当者本人であった場合には、他の上席者に報告します。
- ②虐待防止対応担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記従業員等からの相談および報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待を行った当人に事実確認を行います。虐待者が虐待防止対応担当者の場合は、他の上席者が代行します。また、必要に応じて関係者から事情を確認します。
- ③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ④上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- ⑤事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会を開催して当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、従業員に周知します。

虐待対応の記録・報告体制

- ①虐待防止対応担当者は、虐待報告の受付から解決・改善までの経緯について時系列で概要を整理し、所定の書面に記録し、虐待防止責任者に報告します。
- ②施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要および再発防止策を併せて市町村および関係機関に報告します。
- ③虐待防止責任者は、虐待を受けた利用者児およびその家族に対して虐待が発生した経緯や虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努めます。

市町村・都道府県による事実確認への協力

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報・届け出があった市町村および都道府県は、事実を確認するために、虐待を受けたと思われる利用者児やその家族・障がい者福祉施設関係者からの聞き取り

など、関係法令に基づく調査等をすみやかに開始することとなります。その際事業所は、虐待防止責任者の管理のもと、事実確認などの調査に最大限協力します。

7 このマニュアルの閲覧に関する基本方針

このマニュアルは、事業所内にいつでも利用者および家族、職員が自由に閲覧できるようにします。

附則

この指針は、令和4年10月1日より施行します。

この指針は、令和6年10月1日より適用します。